

会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

平成30年6月29日

中央防災会議 会長 安倍 晋三

記

件名	年月日	事項
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	H29.5.31	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
降積雪期における防災態勢の強化等について	H29.11.21	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
融雪出水期における防災態勢の強化について	H30.3.6	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	H30.5.23	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」を各指定行政機関の長、関係都道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
地域防災計画の修正について	H29.6.23	群馬県、静岡県、島根県、滋賀県、佐賀県、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岩手県、山梨県、石川県、鹿児島県
	H29.12.5	福島県、群馬県、神奈川県、香川県、徳島県、山形県、和歌山県、岡山県、新潟県、広島県、長野県、京都府、宮城県、静岡県
	H30.2.26	愛知県、愛媛県、岩手県、岐阜県、熊本県、佐賀県、滋賀県、鹿児島県、秋田県、神奈川県、青森県、大阪府、福井県
	H30.3.27	愛媛県、茨城県、京都府、石川県、千葉県、大阪府、大分県、島根県、徳島県、兵庫県、北海道
	小計	51件
激甚災害の指定	H29.5.29	平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H29.8.3	平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H29.10.6	平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H29.10.6	平成二十九年九月十五日から同月十九日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H29.11.9	平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H30.1.31	平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H30.3.2	平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令
	H30.3.2	平成二十九年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H30.3.12	東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
小計	9件	
合計		64件